

第11回



すくすくサポート通信

発達障害のある子どもへの学習支援

今回は、自閉症や読み書き・計算などの遅れ（学習障害）が見受けられる子どもへの学習支援についてご紹介します。

Q：発達障害とは、どのようなことを指すのですか。

A：発達障害の定義は非常に広い範囲に渡り、ひとことで説明することは難しいです。学校では社会性の欠如や学力の偏り、落ち着きがない等、生活や学習活動をするうえで能力が備わっていない場合を指すことが多く、協調性や落ち着きがない子どもの場合、本人の学力に遅れが出てしまうこともあります。



発達障害の子どもたちは、それぞれに状態や傾向が異なるため、より細かな対応が必要になります。市では、必要に応じて、近隣の大学院と連携を図り、教授からのアドバイスを受けるとともに、大学院生を学習支援員として派遣することで、それぞれの子どもにあわせた支援を行っています。

また、教育センターの相談室では、学習や学校での生活に心配がある子どもについての相談を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

Q：発達障害の傾向があると感じたら、どうしたらよいですか。

A：親の目から見ると、「発達が遅れている」「落ち着きがない」と見えても、実際に学校生活を送っていくうえでは、まったく問題がないこともあります。子どもは、学校生活を通して身体的に成長したり、社会性や人を思いやる心を身につけたりしていくものです。

子どもの言葉や知的な発達、協調性や社会性などに不安を感じている方は、ひとりで悩まずに、ぜひご相談ください。

問い合わせ 学校教育課（☎2998-9238・FAX2998-9167）、教育センター・教育相談室（☎2924-3333・FAX2923-2395）

連載の問い合わせ 子ども支援課（☎2998-9124・FAX2998-9035）

ご利用ください！
所沢市子育て情報サイト「ところっこ すくすくナビ」
アドレス<http://www.tokorokko.jp>

国民健康保険税の夜間特別納税窓口を開設します
国民健康保険税が夜間に納税できます。日中に時間がとれない方は、ご利用ください。
期間中は、電話による納税相談も受け付けています。
とき 3月28日(火)〜31日(金)／午後5時〜8時
ところ 市役所1階・国保年金課
問い合わせ 国保年金課（☎2999-89131・FAX2999-891061）

水質検査計画のお知らせ
水道部では、平成18年度に行う水質検査計画の内容をまとめました。詳しくは、水道部、市役所1階・市政情報センター、各出張所および水道部ホームページ（アドレス<http://www.tokorozawa-city-waterworks.com>）でご覧になれます。
皆さんのご意見をお寄せください。
問い合わせ 水道部配水管理課（☎29221-1083・FAX29221-1094）

【注意事項】
●取り扱い業務の詳しい内容等は、各担当課へお問い合わせください。
●出張所等の窓口は開設しません。
●土曜日に休業している関係機関への問い合わせが必要な業務は、手続きができないことがあります。
●来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。

国民健康保険の夜間特別納税窓口を開設します
国民健康保険税が夜間に納税できます。日中に時間がとれない方は、ご利用ください。
期間中は、電話による納税相談も受け付けています。
とき 3月28日(火)〜31日(金)／午後5時〜8時
ところ 市役所1階・国保年金課
問い合わせ 国保年金課（☎2999-89131・FAX2999-891061）

◎注1は下肢・体幹機能障害3級の方が、注2は市福祉手当A区分の方が対象です。
交付日/場所 3月27日(月)〜/市役所1階・障害福祉課
持ち物 印鑑、タクシー認定証(初めての方は障害者手帳)

対象	身体障害者手帳	一般タクシー券		福祉タクシー券
		1級	2級	
身体障害者手帳	肢不自由	●	●	●
	その他	●注1		
療育手帳	1級	●	●	●注2
	2級	●	●	●
ねたきり老人手当受給者	◎A	●	●	●
	A	●	●	●

福祉タクシー制度のご案内
在宅の重度障害者等に、タクシー料金の一部を補助するタクシー券(平成18年度分)を交付します。

◎見舞金の申請は毎年度必要です。申請先・問い合わせ 市役所1階・本人の口座)

難病見舞金のお知らせ
市では、難病で療養中の方に対し、1年度ごとに1回2万5千円の見舞金を支給しています。平成17年度の申請をしていない方は、3月31日(金)までに申請してください。
対象 市内に住所を有し、所沢市重度心身障害福祉手当を受けていない方で、指定(特定)疾患医療受給者証の交付を受けている方
持ち物 ▼指定(特定)疾患医療受給者証▼印鑑▼振込先金融機関(郵便局を除く)の本支店名・口座番号がわかるもの(18歳以上の方は本人の口座)

◎平成18年度も引き続きガソリン費の補助を受けられる方は、どちらか一方の選択となりますので、タクシー券の交付申請はできません。
問い合わせ 障害福祉課（☎2999-89116・FAX2999-891147）

指定給水装置工事業者の指定
次の事業者を、所沢市指定給水装置工事業者に指定しました。
▼(株)荒井工業所(入間市豊岡5-3-36/☎2962-3577)
▼(有)虹川設備工業(東村山市富士見町3-9-46/☎42-394-3003)

下水道排水設備指定工事店の変更
次の指定工事店の名称が変わりました。
▼片山商事(株)新座支店(株)KSTテクノ(新座市大和田3-9-25/☎048-479-7843)
問い合わせ 下水道総務課（☎2998-9213・FAX2998-9408）

道路を快適に利用するために
道路は皆さんのものです。限られた道路スペースを安全・快適に利用できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。
■段差ブロック等の撤去
車の出入りに用いた段差ブロックや鉄板などを置く方がいますが、歩行者や自転車等の通行の妨げになり、交通事故の原因にもなります。また、雨水を取り込む樹にふたをしてしま

い、道路が冠水してしまいます。道路上の段差ブロック等は撤去してください。

道路を快適に利用するために
道路は皆さんのものです。限られた道路スペースを安全・快適に利用できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。
■段差ブロック等の撤去
車の出入りに用いた段差ブロックや鉄板などを置く方がいますが、歩行者や自転車等の通行の妨げになり、交通事故の原因にもなります。また、雨水を取り込む樹にふたをしてしま

道路を快適に利用するために
道路は皆さんのものです。限られた道路スペースを安全・快適に利用できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。
■段差ブロック等の撤去
車の出入りに用いた段差ブロックや鉄板などを置く方がいますが、歩行者や自転車等の通行の妨げになり、交通事故の原因にもなります。また、雨水を取り込む樹にふたをしてしま

道路を快適に利用するために
道路は皆さんのものです。限られた道路スペースを安全・快適に利用できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。
■段差ブロック等の撤去
車の出入りに用いた段差ブロックや鉄板などを置く方がいますが、歩行者や自転車等の通行の妨げになり、交通事故の原因にもなります。また、雨水を取り込む樹にふたをしてしま

道路を快適に利用するために
道路は皆さんのものです。限られた道路スペースを安全・快適に利用できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。
■段差ブロック等の撤去
車の出入りに用いた段差ブロックや鉄板などを置く方がいますが、歩行者や自転車等の通行の妨げになり、交通事故の原因にもなります。また、雨水を取り込む樹にふたをしてしま

道路を快適に利用するために
道路は皆さんのものです。限られた道路スペースを安全・快適に利用できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。
■段差ブロック等の撤去
車の出入りに用いた段差ブロックや鉄板などを置く方がいますが、歩行者や自転車等の通行の妨げになり、交通事故の原因にもなります。また、雨水を取り込む樹にふたをしてしま

道路を快適に利用するために
道路は皆さんのものです。限られた道路スペースを安全・快適に利用できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。
■段差ブロック等の撤去
車の出入りに用いた段差ブロックや鉄板などを置く方がいますが、歩行者や自転車等の通行の妨げになり、交通事故の原因にもなります。また、雨水を取り込む樹にふたをしてしま

道路を快適に利用するために
道路は皆さんのものです。限られた道路スペースを安全・快適に利用できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。
■段差ブロック等の撤去
車の出入りに用いた段差ブロックや鉄板などを置く方がいますが、歩行者や自転車等の通行の妨げになり、交通事故の原因にもなります。また、雨水を取り込む樹にふたをしてしま

道路を快適に利用するために
道路は皆さんのものです。限られた道路スペースを安全・快適に利用できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。
■段差ブロック等の撤去
車の出入りに用いた段差ブロックや鉄板などを置く方がいますが、歩行者や自転車等の通行の妨げになり、交通事故の原因にもなります。また、雨水を取り込む樹にふたをしてしま

『3月25日(土)・4月1日(土)』
市役所本庁舎の転入・転出届出窓口を開設します

市では、転入・転出等が集中する3月下旬〜4月上旬の土曜日に、住所異動届等の臨時受付を行います。
とき 3月25日(土)、4月1日(土)／午前8時30分〜午後5時
◎飯能市、狭山市、入間市も同日程で届出窓口を開設します。

【所沢市の取り扱い業務】
●転入・転出・転居等の住所異動届の受付：市民課（☎2998-9087・FAX2998-9061）
●国民健康保険、国民年金：国保年金課（☎2998-9131・FAX2998-9061）
●乳幼児、重度心身障害児等、ひとり親家庭、老人医療に関する医療証等の申請受付：福祉総務課（☎2998-9113・FAX2998-9035）
●身体障害者手帳等の住所変更届の受付：障害福祉課（☎2999-89116・FAX2999-1147）
●介護保険資格者証：介護保険課（☎2998-9420・FAX2998-9410）
●児童手当：子ども支援課（☎2998-9124・FAX2998-9035）
●新入学・転入学の手続き：学校教育課（☎2998-9238・FAX2998-9167）
●市税の納税：収税課（☎2998-9073・FAX2998-9409）